

第 6420 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 4月15日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 親族に対する給与

Q : 会社が軌道に乗り、やっと利益が上がるようになってきました。妻の給与をどんと上げてやろうと思いますが、問題ありませんでしょうか？

A : その給与の額が、職務に対して不相当に高額と認められる部分は損金の額に算入されません。

【解説】

法人税では、特殊関係にある使用人の給与について、次のように規定しています。

内国法人が、その役員と特殊関係のある使用人(※)に対して支給する給与の額のうち不相当に高額な部分の金額として一定の金額は、各事業年度の所得の計算上、損金の額に算入しない。

(※) 特殊関係のある使用人

- ① 役員の子
- ② 役員と事実上婚姻関係と同様の関係にある者
- ③ 上記以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
- ④ ①、②の者と生計を一にするこれらの者の親族

この場合の、高額かどうかは、その使用人の職務の内容、その会社の収益及び他の使用人に対する給与の支給状況、その会社と同規模同業種の使用人に対する給与の支給状況等に照らして判断されます。

したがって、奥様への給与の額が、職務に対する対価として不相当に高額でなければ問題はありせん。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

